

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	平成12年度
	令和7年度

# 高取町農業振興地域整備計画書（案）

令和8年1月

奈良県 高取町

# 目 次

	ページ
<b>第1 農用地利用計画</b>	----- 1
1 土地利用区分の方向	----- 1
(1) 土地利用の方向	----- 1
ア 土地利用の構想	----- 1
イ 農用地区域の設定方針	----- 2
(2) 農業上の土地利用の方向	----- 3
ア 農用地等の利用の方針	----- 3
イ 用途区分の構想	----- 4
ウ 特別な用途区分の構想	----- 5
2 農用地利用計画 (別記)	----- 5
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b>	----- 6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	----- 6
2 農業生産基盤整備開発計画	----- 7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	----- 7
4 他事業との関連	----- 7
<b>第3 農用地等の保全計画</b>	----- 8
1 農用地等の保全方向	----- 8
2 農用地等保全整備計画	----- 8
3 農用地等の保全のための活動	----- 8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	----- 9
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b>	----- 9
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	----- 9
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	----- 9
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	----- 11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	----- 11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	----- 12
<b>第5 農業近代化施設の整備計画</b>	----- 12
1 農業近代化施設の整備方向	----- 12
2 農業近代化施設整備計画	----- 13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	----- 13
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	----- 13
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	----- 13
2 農業就業者育成確保施設整備計画	----- 13
3 農業を担うべき者のための支援の活動	----- 13
4 森林の整備その他林業の振興との関連	----- 13
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	----- 14

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	-----	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	-----	14
3	農業従事者促進施設	-----	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	15
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	-----	<b>15</b>
1	生活環境施設の整備の目標	-----	15
2	生活環境施設整備計画	-----	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	15
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	-----	16
<b>第9</b>	<b>付図 (別添)</b>	-----	<b>16</b>
1	土地利用計画図(付図1号)	-----	
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)	-----	
3	農用地等保全整備計画図(付図3号)	-----	
4	農業近代化施設整備計画図	-----	【省略】
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図	-----	【省略】
6	生活環境施設整備計画図	-----	【省略】
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	-----	<b>17</b>
(1)	農用地区域	-----	17
ア	現況農用地等に係る農用地区域	-----	17
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	-----	17
(2)	用途区分	-----	17

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本町は、奈良県の北西部を占める奈良盆地の東南端に位置し、北は橿原市、明日香村、西は御所市、南は大淀町、吉野町の5市町村に接している。

その町域は東西約8.0km、南北約6.5km、面積25.79km<sup>2</sup>を有し、奈良県の総土地面積の7.0%を占めている。

農業振興地域は、市街化区域・山林等を除いた540haである。

町内を近鉄（吉野線）、国道169号が通過し、奈良・大阪などの都市圏へは比較的交通条件に恵まれた地域である。また、将来的には、京奈和自動車道の御所インターチェンジへのアクセスを整えると、京都から和歌山を結ぶ京奈和自動車道により、益々広域的な交通条件が向上する。

地形は、全体的に南東の急峻な山地から北西部の平坦地へと傾斜し、奈良盆地の平坦部である北西部は水田地帯となっている。南部、南東部は奈良盆地と吉野地域の分水嶺となっている竜門山地の一部である山林が多くを占めている。平坦部には丘陵地が点在している。平坦部には大和川の支流である曾我川、吉備川、高取川が流れ、地層の大部分は沖積層の堆積である。地味は肥沃で水田耕作に適し古くから水稻中心の農業が営まれてきた。丘陵地は主として砂質からなり、畑作栽培地となっている。

盆地特有の内陸性気候で、年平均気温14.6℃の温和であり、年間降水量1,355mm前後で降水量の少ない気候である。

本町の農業は、都市近郊という立地条件から、稻作と野菜等の集約型農業が行われてきた。特に、イチゴ、ナス、ホウレンソウ、キュウリ等の栽培が盛んである。

都市化の進展に伴い農用地が減少し、しかも、農業従事者の高齢化、就業人口の減少、後継者不足、耕作放棄地の増加等が問題となって近年の農業環境はより厳しくなっている。

本町の総合計画では、『“健幸のまち” 心やすらぐふるさと高取』をキャッチフレーズに自然との良好な関係を保ち、健康で幸せな生活を営むことができる“住みたくなるまち”、“訪れたくなるまち”をめざしい。

地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分生かし、ともに愛着を深めることができるまちづくりを進めるために、「生産基盤の整ったまち」、「自然や歴史を活かすまち」、「個性ある産業のまち」、「あたたかい福祉のまち」、「豊かな心をはぐくむまち」「住民とともにつくるまち」を基本方針として定めている。

特に、農業は自然と密接にかかわっていることから、産業として振興を図ることは、良好な自然環境や田園風景を守ることになり、「健幸のまち」づくりにふさわしい空間づくりを進めていくうえで、極めて重要な役割を果たすことになる。

土地利用のうえで農業ゾーンは、平坦でまとまった規模を有し、集団的に広がり長期的・集団的営農に適する地区とするが、営農条件が劣る農用地については特産物や上質米の生産等、農地として活用し、必要に応じ基盤の整備や農業関連施策を行う。また、地域の農業は、農產品を産出するだけでなく、田園景観の形成、身近な潤いを形成することから、まちの魅力向上に資する重要な資源として

その保護・育成を図るよう保全していく。

そのためには、認定農業者などの担い手への農地の利用集積、各種機関と連携した新規就農相談や就農に関する情報提供の充実、耕作放棄地の解消、認定農業者の掘り起こし、集落営農の組織化・法人化など一層の支援、取り組みが求められている。

現在、町域における農業振興地域の面積が540.0ha、うち農用地は184.07haあり、農業の近代を促進し、地域農業の振興と農業経営の安定化のための土地利用とする。

単位: ha, %

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	184.1	34.1	0.1	0.0	208.4	38.6	23.0	4.3
将来 (令和12年)	184.1	34.1	0.1	0.0	208.4	38.6	23.0	4.3
増 減	0		0		0		0	

	工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	2.1	0.4	122.3	22.6	540.0	100
将来 (令和12年)	2.1	0.4	122.3	22.6	540.0	100
増 減	0		0		0	

(注) ( ) 内は混牧林地面積である。

#### イ 農用地区域の設定方針

##### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本町域内にある現況農用地184.07haのうち、a～cに該当する農用地で、農用地144.03haについて、農用地区域を設定する方針である。

###### a. 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

###### b. 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

- 農業用排水施設の新設又は変更
- 区画整理
- 暗きよ排水

###### c. a 及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・特産物を生産している農地で産地の形成上確保してておく必要な農地
- ・農業生産基盤事業の実施が予定されている土地改良事業予定地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない

- (a) 集落区域内に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
  - ・市街地に隣接し都市公害（都市排水等による汚染）の影響が大きく、今後農用地として存続が困難と認められる農用地
- (c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺の農用地
- (d) 開発が進みつつある主要道路沿線市街地の農用地

#### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

— 該当なし —

#### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

— 該当なし —

### (2) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等の利用の方針

本町の現況農用地区域の利用状況は、下表の通りで、その多くを水田が占めている。

今後の土地利用については、農用地の効率的利用を図り、地域の特性に合った営農類型の確立と、土地基盤の整備や耕作放棄地の解消により優良農地を確保する。特に、平坦地の農用地では、農地の流動化、農作業の受委託による農地の利用集積を図る。

水田は、稲作を主とし軟弱野菜等の収益性の高い作物を栽培し、農地の高度利用を促進し、農業経営の多角化を推進する。

畑については、ほぼ現状の面積を確保していく。

(単位: h a)

区分 地区名	農地			採草放牧地 混牧林地			農業用施設 用地			計			森林 原野 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
A	20. 17	20. 17	0		0	0	0	20. 17	20. 17	0	0	0	
B	71. 13	71. 13	0		0.16	0.16	0	71. 29	71. 29	0	0	0	
C	52. 57	52. 57	0		0	0	0	52. 57	52. 57	0	0	0	
計	143. 87	143. 87	0		0.16	0.16	0	144. 03	144. 03	0	0	0	

## イ 用途区分の構想

### (ア) A 地区

本地区は、町の中央部から東部に位置する大和川水系高取川・吉備川流域の区域である。南部は明日香村、大淀町、吉野町と境界をなし、山城である高取城を含め多武峰・高取景観保全地区に指定された山地である。農用地はこの山地の山麓部高取川・吉備川沿いに勾配のある農用地と、北部の比較的平坦な農用地に大別される。北部に広がる比較的集団化している農用地は吉野川分水の受益地でもあり水利条件に恵まれている。

吉野川分水路より南側の丘陵部は、不整形で規模の小さい水田と畑が存在し、山麓部は狭小で階段状の水田地帯となっている。

本地区の中央部は、町域の東部に位置するが、旧高取藩の城下町として本町の中心部であり市街化区域が占めている。高取町城址、壺阪寺、土佐街道の町並み等歴史的観光資源に恵まれている。

水稻を中心に小さい規模の営農が行われているが、農地の集団化による経営規模の拡大と安定、省力化を図る。一方、観光資源等の立地条件の良さを生かした、小規模でも安定的な収益を得られる観光農業を推進する。

水田では田畠輪換による野菜等の周年栽培が行えるよう土地利用の高度化を図る。

### (イ) B 地区

町域の中央部から西部の南側に位置し、西は御所市、南は大淀町に接してい

る。大和川水系曾我川が御所市との境界部分を南から北に流れ、その右岸沿いに比較的平坦な農用地が広がっている。また、曾我川の支流吉備川が地区の北部を東から西に流れ、両岸沿いに農用地が展開し、地区の南部は A「高取」地区と同様にほとんどが山地である。吉野川分水路（東幹線水路）より上流側に点在する農用地は狭小かつ不整形な谷地田が点在している。

本地区は町域の約半分の農用地を占めている。農用地は、面積規模が小さく不整形な区画形状ながら、河川および吉野川分水により水利条件に恵まれ、水稻を中心にナス、ホウレンソウ、イチゴ等の野菜との複合経営による営農が行われてきた。今後、河川沿いの平坦な農用地では、面的な基盤整備も検討しながら水田の維持と機械化等の効率化に対応すべく、担い手への土地利用集積を図り、土地利用型農業を推進する。

また、イチゴ、ナス、軟弱野菜等の園芸作物を栽培する集約的農業も推進し複合経営による農業経営の安定化を図る。

地区内の丘陵地に畠地や樹園地が点在しているが、今後も現状農用地を確保し、新鮮野菜や果樹を都市・地域住民に供給していく。

#### (ウ) C 地区

町の北部に位置し、橿原市、御所市、明日香村の3市村に接しているが面積はもっとも小さい地区で、大きく2地区に分かれている。曾我川の支流前川流域である北部は、貝吹山景観保全地区で傾斜の大きい谷地田と隣接する畠地の農用地が点在している。中央部は比較的緩やかな勾配の農地が集団的に広がり大部分が水田として利用されている。南部は丘陵地状山地が南から北に傾斜しその谷筋に水田が点在している。

一方、高取川流域の東部の佐田では一部が基盤整備（ほ場整備）済みで、整形された農地で水稻、野菜の集団栽培が行われている。

中央部の農用地は水利条件が整っていることから、水田を中心に野菜等の複合経営が行われているが、担い手への土地利用集積を図り、土地利用型農業を推進する。北部、南部の農用地は小規模で不整形な谷地田が多いが、集落営農組織化や土地利用集積を図り、現状農用地を有効利用していく。

東部では基盤整備済み農用地をさらに有効利用するため、利用集積や営農組織化を図っていく。

### ウ 特別な用途区分の構想

#### — 該当なし —

### 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農業は、京阪神の大都市圏に近い地理的条件から、これまで水稻を中心として、イチゴ、ナス、キュウリ、ホウレンソウ等の軟弱野菜を栽培することで営まれてきた。平坦部の基盤は小規模ではあるが比較的、区画は整っている。平坦部では、用排水路・道路等の整備が行われてきているが、丘陵部、山麓部では、小規模不整形な農地が分布し基盤は未整備な状況である。

これまで、吉野川分水による水源確保、農地の汎用化のための用排水路整備、既存ため池の改修整備、農道整備等により生産基盤の整備を図ってきた。しかし、地形条件がネックとなっている地域では、生産基盤の整備が進んでいない。

平坦部では支線農道や用排水路を一体的に行う生産基盤の整備及び整備済み施設の適正な維持管理が求められている。そのためには担い手の確保とともに担い手農家への土地利用集積、新規就農者の確保及び集落営農に取り組んでいく必要がある。丘陵地農地では、農作業条件の改善、整備が必要で、効率的な基盤整備を検討していく。

また、特産品であるイチゴ、ナス、ホウレンソウ、キュウリ等の軟弱野菜の生産効率アップに対応した、水田の汎用化のための基盤整備を推進するとともに、これまで整備された施設の長寿命化のための維持管理が重要であり、地域とともに施設の維持・保全を図っていく。

#### (ア) A 地区

北部の平坦部水田では、水路整備等が行われてきているもの的小規模なため、農地の流動化等への条件は整っていない。丘陵地の農地は小規模、不整形な基盤のため区画整理を基幹とする整備が必要で、集落営農への取組みと合わせ基盤整備を検討していく。市街化区域に隣接し、幹線道路の整備が進んでいる中央部は、基盤の整備が遅れている。観光農園や特産野菜・堆肥作物の作付けに対応した水田の汎用化、土地利用集積進めるための基盤整備を推進する。

#### (イ) B 地区

比較的平坦部の農用地は区画規模が小さいが、農地は比較的集団化されている。水田を主とした営農が行われ、水路および道路の整備が進められた。さらに地区の中央部を国道169号（高取バイパス）が通過し、整備が進められている。このため本地区の土地利用は、優良農地の確保とスプロール化を防止するための土地基盤整備を推進する必要がある。

また、野菜等の施設園芸の生産地として育成を図るための基盤整備として用排水路・支線農道の整備、および担い手農家の育成や、利用集積を図るために地域として必要な基盤整備を推進する。

## (ウ) C 地区

比較的まとまった優良農地が存在している。水稻を主とした営農が行われている。幹線となる水路・道路の基盤整備ができているため、ほ場整備等による土地利用の集約化や営農組織による担い手に対応した基盤の整備を図っていく必要がある。基盤が整備された箇所では担い手への土地利用集積を図るために整備を進めていく。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用水路改良	幹線水路・分水槽・支線水路改修	A・B・C 平坦部（東部幹線水路下流部）	209 (6,726)	1-①	

\*付図2号

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は、町の総面積の約65%（1,693ha）を占めているが、約77%が民有林で、残りが国有林である。民有林の内約85%が人工林である。民有林の山林規模は小さく、しかも森林の多くが景観保全地区に指定されているため林業経営としては成り立っていない。森林は環境保全、景観保全、治水面等の多面的機能としての役割は重要である。特に、貝吹山、多武峰・高取景観保全地区として山林の価値は高く、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう努めることが求められている。

本町における森林整備は、全域を「環境保全林」に設定していることから、林地は農業用水の水源地としての機能を保持する。また、山麓部に点在している谷地田の耕作放棄地等を水源涵養機能の維持増進を図る森林へと転換することも検討していく。

## 4 他事業との関連

幹線道路（国道、県道等）の整備に伴って、都市化が拡大しつつあるが、田園風景、水辺空間、高取城址、壺阪寺などの多彩な自然・文化資源を有している。この自然環境を、都市に活力や魅力を与えるものとして保全し、こころやすらぐまちづくり、環境にやさしいまちづくりを行うためにも、農業生産基盤整備を実施し、農用地の有効利用と農家の営農意欲を高め、農地及び農業集落を維持保全する。

また、整備された基盤（施設）等の長寿命化としての維持管理（ストックマネジメント）が重要となることから、ハード・ソフト面での支援を行う。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

一部では農地を資産として保有し、資産管理という一面で保全される傾向がみられる。そのため農用地等としての機能は低下し、農用地の保全に支障をきたしている。

耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のため、生産基盤の整備は継続的に進め、特に農地防災・農地保全として、ため池、井堰の改修や排水路整備、ほ場整備、暗渠排水整備等を実施し農用地の汎用化を図る。

また、農用地等の機能低下を防止するための活動として、「多面的機能保全」制度を利用した地域組織により、集落コミュニティーを保持し、農地及び農業用施設の維持管理を行っている。今後とも、この地域組織を堅持して、農用地の保全を図っていく。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ため池改修	堤体工 L=57.7m 余水吐、取水施設改修1式	B (薩摩)	5.0	2-①	(長池)
ため池防災減災	ため池耐震整備	A・B (吉備他6集落)	7.0	2-②	(赤坂池)
ため池防災減災	堤体工 L=60.0m	B (市尾)	6.0	2-③	
ため池防災減災	堤体工 L=40.0m	C (寺崎)	8.0	2-④	
ため池防災減災	堤体工 L=50.0m	B (兵庫)	9.0	2-⑤	

\*付図3号

#### 3 農用地等の保全のための活動

農家の兼業化が進み、農業者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加等が深刻化している。しかし近年、新鮮で安全な農産物の安定的な供給等農業農村への期待も生じつつある。こうしたなかで、農地の資産的保有志向が強かったため農地の流動化が進展しなかったが、近年になって兼業農家の高齢化、機械の更新時、世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。農地中間管理機構も活用し担い手農家への利用集積を進め、優良農地・農業施設の維持保全を図っていく。

また、地域のコミュニティー活動により定期的に行われてきた水路、道路、ため池、集落協同利用施設等の草刈りや補修、清掃作業を、農家以外の一般住民を加えた活動体の組織化を図る。これら地域（集落）集団をより活性化させ、農用地の保全等に取り組む活動に対してもサポートを続ける。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画と整合を図りながら、林地の良好な景観の回復や自然環境の保全を図り、森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、鳥獣害発生の防止対策を実施し、農用地等の保全に資する。

### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

#### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

##### （1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町における農業経営の主体は、稻作を中心にイチゴ、ホウレンソウ、ナス等の野菜類等の複合的な経営が行われてきた。

農業を主業とする農業者の年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり420万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営体が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。そのために、農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定を受けた認定農業者への土地利用集積、集落営農の組織化・法人化、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

マーケティング面からも戦略的振興作目を選定し、水稻と組み合わせた栽培による多角経営感覚を持った農業の担い手を育成する。

##### ア A 地区

平坦地から丘陵地、勾配のある階段状の棚田まで点在する地域で、本町の中心となる市街化区域が含まれている。水稻を中心にナス、ホウレンソウ、キュウリ等野菜類が生産されている。兼業農家が多いが、多品種少量生産であるが、市街地との至近性を活かし、地産地消を推進することで生産意欲を高め、水稻との複合経営による経営の安定化を図りたい。

##### イ B 地区

農用地は比較的平坦地で、比較的規模の大きな団地性を有する地域である。水稻を中心にイチゴ、ナス、ホウレンソウ、軟弱野菜等の園芸作物が集約的に

栽培されている。しかし、農家の所有農地が分散しているため作業の効率化が出来ていない。イチゴ、ナス、ホウレンソウ等の野菜は、農業所得として大きなウエートを占めている。

農業に対する生産意欲は比較的高く、今後も、水稻、生産技術が高い野菜類との複合経営を促進していくとともに、農地の流動化を進め土地の利用集積を図り経営の規模拡大を目指す。

## ウ C 地区

農用地は団地性を有し、幹線水路・道路沿いには比較的平坦な農地が連なり水稻を中心にイチゴ、ナス等の野菜が栽培されている。担い手や集落営農への土地の利用集約を進め、作業の効率化を図り経営規模の拡大を推進する。

また、生産意欲の高い農家を中心に、水稻と施設野菜等の複合経営による経営の安定化も図りたい。

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
家族経営 (個別経営体)	水稻+野菜(ナス)	〈作付面積等〉 水稻=1.0ha ナス=0.5ha  〈経営面積〉 水田 1.5ha	〈資本整備〉 作業舎 1棟 トラクター(20ps) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 乾燥機(1000kg) 2台 防除機 1台 田植え機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・作業日誌の記帳及び計画的生産向上を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・雇用従事者の確保
	イチゴ+トマト	〈作付面積等〉 イチゴ(施設)=0.3ha トマト=0.3ha  〈経営面積〉 水田 0.3ha	〈資本整備〉 作業場 200m <sup>2</sup> パイプハウス 30a トラクター(15ps) 1台 保冷庫 1台 軽トラック 1台 CO <sub>2</sub> 施用施設 30a 分 防除機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・作業日誌の記帳及び計画的生産向上を図る ・経営の診断	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	軟弱野菜	〈作付面積等〉 0.7ha ホウレンソウ・キュウリ=0.15ha スイカ・白菜=0.2ha  〈経営面積〉 0.35ha	〈資本整備〉 作業舎 1棟 パイプハウス 15a 保冷庫 1台 軽トラック 1台 防除機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・作業日誌の記帳及び計画的生産向上を図る ・経営の診断	・休日制の導入 ・社会保険等の加入
	土地利用型	〈作付面積等〉 水稻=1.5ha 大豆=0.3ha  〈経営面積〉 水田 15ha 内自作地 10ha 作業受託 5ha	〈資本整備〉 作業舎(100m <sup>2</sup> ) 1棟 トラクター(30ps) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 乾燥調製施設 1式 トラック(2t) 1台 田植え機 6条側肥 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・作業日誌の記帳及び計画的生産向上を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・雇用従事者の確保

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町では、兼業農家、高齢農家が水稻を中心とした農業生産活動の多くを占め、都市化・混住化の進行に伴い農用地を資産として保有する傾向が強く、担い手バンクシステム（中間管理機構）を利用した農地の賃貸借による経営規模の拡大はほとんど進んでいないのが現状である。最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

そのため、流動化による農用地の集積、特に、担い手農家に集団化・連坦化した条件で利用集積されるよう努め、農作業の受委託等を推進し、優良農地を確保し経営規模の拡大を図る。

一方、集落の合意形成による集落営農を促進し、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者等へ農用地の利用集積を図り、兼業農家や高齢農家を取り込んだ組織経営体へ誘導し、地域農業集団及び農用地利用改善団体の組織化を図る。

また、増加する遊休農地の発生防止及び解消を図るため、多様な担い手による農業への新規参入を促進し、景観形成作物を導入するなど農地の有効利用に向けた取り組みを行っていく。

	農用地等の流動化 (ha)	農作業の受委託 (ha)	農作業の共同化 (ha)	耕地利用率 (%)	裏作導入 (ha)	備考
H31(2019年)	41.0	37.0	13.0	69.5	7.0	
R5(2024年)	48.0	46.0	16.0	72.0	8.0	

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

中核農家を中心とした生産組織の活発な活動を推進するために、営農寺崎、高取町ナス部会、高取町農産連合会、4Hクラブ等の担い手育成を積極的に行うとともに、各々の組織に対して、研修、視察、懇談会等の実施を推進し、組織間の連携と担い手農家間の交流を促進する。

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業経営者を認定農業者や担い手農家として育成し、担い手バンクシステムも活用した土地利用集積により認定農業者や担い手農家への経営規模拡大を図る。

また、集落営農に取り組む意欲ある地区では、地域農業の担い手となるリーダーの育成を行い、農用地の利用集積、農作業の受委託推進、農業経営の規模拡大、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を促進し、農家意識の改革を図る必要がある。生産性向上のため、地域の話し合いを通じ、基幹的農作業の受委託を制度化し、農業機械の共同利用を促進し、兼業農家の低コスト化を図る。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業地の多くが貝吹山、多武峰・高取景観保全地区に指定されている。森林整備計画との整合を図りつつ、農業上の農地として利用が困難な農地については、周辺

の山林との調和を考慮のうえ、所有者自らが林地として整備するよう働きかける。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本町における振興すべき重点作目は、米（水稻）、イチゴ、ナス、軟弱野菜等である。米については、気象条件と労働力調整の点から主要生産物として、欠くことのできない作目であり、今後は良質米の生産を確立していく。イチゴ、ナス、軟弱野菜等の野菜の栽培については、機械化と育苗施設が必要である。

作物毎において、集団栽培や農機具等の共同利用を促進し、共同作業、共同経営を図る。共同利用施設については、農協（JA）を中心に作物毎の広域的な利用単位組織を育成し、流通、販売等広域の共販体制を充実させる。

作業受委託を推進するための受託組織の育成強化に努め、また、地産地消を図る直売所施設の拡充・設置などを検討し、農家の生産意欲を高める。

#### （1）A 地区

水稻を主軸とし、イチゴ、ナス、軟弱野菜等が多品目少量生産されている。水稻はJAにより出荷、流通販売施設が整備されている。野菜等についてもJA等の共同施設、機能の充実が必要である。

また、既設直売所「高取わくわく市場」を拡充し地産地消を図るとともに豊富な歴史文化の観光資源を生かしていく。

#### （2）B 地区

平坦な地形であり、水稻を中心とした農業が営まれている。基盤の未整備箇所の整備を進め、米（水稻）作の機械化作業体系を確立し、生産性の向上と労力の節減を図る施設整備を推進する。また、イチゴ、ナス、軟弱野菜等の園芸作物が集約的に行われている地域である。平坦地であることから米作りは機械化が進み省力化されている。イチゴ、ナス、軟弱野菜は生産技術においては高度化しているが生産基盤の整備とともに省力化のための機械化を推進していく。

#### （3）C 地区

平坦な地形であり、水稻を中心とした農業が営まれている。基盤の未整備箇所の整備を進め、生産性の向上と労力の節減を図るが、平坦地であることから米作りは機械化が進み省力化されている。イチゴ、ナス、軟弱野菜は生産技術においては高度化しているが生産基盤の整備とともに省力化のための機械化を推進していく。

## 2 農業近代化施設整備計画

— 該当なし —

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

— 該当なし —

# 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

## 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町には、新規就農者及びその確保のための技術・経営管理能力習得施設はなく、県農業大学校を通して行っている状況である。担い手育成については、県の農業普及指導により、農業者の担い手育成支援を町と県が連携、協力のもと実施している。

今後は、新規就農希望者の就農体験研修等、受け入れ農家の斡旋を行うことや、現在営業している農産物直売所の充実を図り、地産地消を推進するとともに、生産者自らの生産販売意欲を向上させ担い手農業者を確保していく。

## 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

— 該当なし —

## 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者のための支援策として、農業の担い手養成や研修を行っている県農業大学校の紹介、農業就業資金の貸し付け紹介等を行っている。また、県の農業普及指導を通じ、就農や経営向上のための情報提供を充実し、農業体験・研修などの環境整備を図る。さらに、集落営農の組織化・法人化の支援をはじめ、町と県が連携協力して活動していく。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

— 該当なし —

# 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

## 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農家は兼業農家が主流であり、この兼業農家の農業従事者のほとんどが都市近郊という立地条件のため、比較的安定して都市圏での就業機会に恵まれ、恒常的勤務あるいは自営兼業により安定した生計を立てている。しかし、高齢化、後継者不足、農業収益の低さにより農地の維持管理にも支障が生じる状況であり、耕作放棄地も年々増加し鳥獣による被害も発生している。このため、農業そのものに対する生産意欲が低下し、農地を資産として保有する傾向が続いている。また、経済情勢により、これまでの就業機会が保たれるかは不確定である。

そのため企業誘致による雇用機会の拡大とともに、福祉・農業関連施設での雇用確保を図っていく。

また、本町の自然、歴史文化を活用し、魅力あふれる観光地づくりを推進し、観光客を集めることによる雇用の拡大を図り、農業との調和の取れた農業従事者の就業を促進する。

(単位：人)

区分		従業地						合計		
I	II	町内			町外			男	女	計
		男	女	計	男	女	計			
恒常的勤務	会社員	0	25	25	2	13	15	2	38	40
計		0	25	25	2	13	15	2	38	40
自営業	(農業兼業)	2	3	5	4	2	6	6	5	11
計		2	3	5	4	2	6	6	5	11
日雇・臨時雇		1	13	14	1	5	6	2	18	20
計		1	13	14	1	5	6	2	18	20
その他		0	3	3	0	3	3	0	6	6
計		0	3	3	0	3	3	0	6	6
総計		3	44	47	5	23	30	10	67	77

注) アクセス結果からの推計

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

都市近郊で交通の便が良く、町内の商工業の立地状況から、就業の場や機会に恵まれている。農業との調和をはかる就業機会として、施設栽培の施設規模拡大をサポートする。

また、地産地消を推進し、既設農産物の加工所・直売所と生産者が連携を図り、高齢者、婦人層の雇用機会の拡大を図る。

## 3 農業従事者就業促進施設

—該当なし—

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

## — 該当なし —

### 第8 生活環境施設の整備計画

#### 1 生活環境施設の整備の目標

本町のまちづくりを進める上で、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分に生かし、「健幸のまち 心やすらぐふるさと高取」をキャッチフレーズに、町民が心身ともに健康で、心やすらぐふるさと高取に住むことを誇りとし、幸せを感じるまちづくりをめざし分野ごとに将来像、展望を示している。上水道は、ほぼ全域に普及し100%の普及率である。また、下水道については57.4%が水洗化され、継続して下水道を整備し100%の水洗化率を早期に達成出来るよう推進する。

比較的、都市部と農村部の土地利用が整然としている本町の生活環境施設の整備は、一定の水準に達している。集会所・公民館等は、既に全ての地区で完備され地域住民に有効に利用されている。また、地区公園をはじめ公園の整備は着実に向上している。

今後、農村地域における集落内道路、農村広場、防火設備等の未整備地区については各地区との調整を図りながら実施していく。

豊かな自然環境を保全し、緑豊かな田園環境を維持しながら、地域住民に農業を理解してもらうため、市民農園や農業体験等の充実を図り、機能面だけでなく、都市近郊の優位性を活かした快適な潤いのある生活環境づくりを推進する。

#### 2 生活環境施設整備計画

## — 該当なし —

#### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林整備では貝吹山、多武峰・高取景観保全地区をはじめ全体的に林地全域を「環境保全林」と設定し、自然環境の保全、公衆の保健等の機能を発揮させる森林として整備を図り、森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、多様な自然とのふれあいの場（レクレーションの場）として土砂災害をはじめとする自然災害を防止し、良好な景観を保全する。

#### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

大和都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、高取町総合計画、高取町下水道計画等との整合性をもった整備を推進する。農業・集落ゾーンにおいては、農業生産基盤の整備と一体的な生活環境整備を基本として推進する。

## 第9 付図

### 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 【該当なし：省略】
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） 【該当なし：省略】
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 【該当なし：省略】

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

集計表

地区・区域名	区域の範囲（集落名）	備 考
A	上子島、下土佐、觀覚寺 この内、別添農用地利用計画に記載	
B	吉備、松山、羽内、藤井、市尾、丹生谷、兵庫、田井庄 薩摩、森 この内、別添農用地利用計画に記載	
C	佐田、森、与楽、寺崎、越智 この内、別添農用地利用計画に記載	

詳細は、別表に掲げる各区域の土地を農用地区域とする。

イ 現況森林原野等に係る農用地区域

— 該当なし —

(2) 用途区分

下表の「地区・区域記号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域記号	用 途 区 分	備 考
A	農地 別図（付図1号）に黄色で着色した部分に該当する土地	
B	農地 別図（付図1号）に黄色で着色した部分に該当する土地	
C	農地 別図（付図1号）に黄色で着色した部分に該当する土地	